

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用					
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円		
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17		10	2.8	0.2	36	5.4	0.11					10	3.5		1	0.09									
22. 4. 1	10	4.5	0.38		10	6.5	0.45	36	9	0.2				10	8		1	0.2										
23. 1. 3	10	30	3		10	43.5	4.35	36	60	1.65				10	55	5.5	1	1.3										
24. 4. 1	10	60	7		10	87	9	36	120	4				10	130	12	1	3										
26. 4. 1	10	90	9.2		10	150	15	40	240	8				10	300	30	1	5										
27. 4. 1	10	110			10	200		40	300					10	500		1	8										
28. 4. 1	10	180	23		10	220	25	100	1,000	12				10	500	60	1	10					5人 まで	180	35	10	160	
29. 5. 1	10	230	25		10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30	50	1	20					5人 まで	230	40	10	200	
39. 4. 1	10	285	30		10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40	60	1	20										
44. 4. 1	10	385	45		10	420	50	100	2,300	30				1	70		1	20										
50. 8. 1	10	560	75		10	560	95	100	4,100	60				1	175		1	35										
55. 4. 1	10	630	90		10	630	115	100	4,600	70				1	210		1	40										
59. 4. 1	10	800	120		10	900	180	1	85					1	300		1	60										
63. 4. 1	10	980	145		10	1,100	220	1	100					1	370		1	70										
平成 4. 12. 1	10	1,330	200		10	1,500	310	1	135					1	515		1	95										

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用		
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	
12. 6. 1	10	1,300	190		10	1,300	195	60mを超え80mまでの部分	240		80mを超え100mまでの部分	280	100mを超える部分	310											
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190		10	1,300	195	30mを超え60mまでの部分	240		60mを超え80mまでの部分	280	100mを超え300mまでの部分	310											

工場用料金以外は上段と同じ

旧大和町

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)					
	基本水量 m ³	料金 円	超過料金	基本水量 m ³	料金 円	超過料金	基本水量 円	料金 円	超過料金					
平成 4. 4. 1	10	1,100	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	1m ³ につき 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え る部分	円	円	1m ³ につき
8.11.1	10	1,175	/	/	/	/	/	130	140	/	/	100	6,710	130
12. 5. 1	8	1,100	150	150	160	170	170	140	150	160	160	100	7,475	140
16. 5. 1	8	1,100	180	190	200	210	220	190	200	210	220	100	8,625	170
								2,000	2,000	210	220	100	8,625	220

新佐賀市

改定日	種別	料金		超過料金 (円/m ³)	
		基本水量	料金	基本水量	料金
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円			
		85m ³ を超える部分 220円			
工場用	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円			
		85m ³ を超える部分 220円			
湯屋用	湯屋用	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	135	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円			
		155m ³ を超える部分 250円			
福祉用	福祉用	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円			
		155m ³ を超える部分 250円			
臨時給水用	臨時給水用	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円			
		155m ³ を超える部分 250円			

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

改定日	種別	料金		超過料金 (円/m ³)	
		基本水量	料金	基本水量	料金
平成 19.3.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円			
		85m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 250円			
工場用	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分
		10	1,300	190	240
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円			
		85m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 250円			
湯屋用**	湯屋用**	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	135	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円			
		155m ³ を超える部分 250円			
福祉用	福祉用	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	95	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円			
		155m ³ を超える部分 250円			
臨時給水用	臨時給水用	m ³	円	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分
		1	515	240	280
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円			
		155m ³ を超える部分 250円			

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

【簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)						
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金				
改定日	㎡	円	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	1㎡につき 10㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え の部分	基本水量	円	超過料金	
平成 10.12.24	10	1,175	140	140	150	160	170	20	140	140	140	100	円	1㎡につき 140	
12. 5.1	8	1,100	150	150	160	160	170	20	2,000	150	160	100	円	7,475	
16. 5.1	8	1,100	180	190	200	210	220	20	2,000	190	200	100	円	8,625	
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金		超過料金	
平成 18. 4.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超える部分	85㎡を超える部分	85㎡を超える部分	85㎡を超える部分
	工場用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡を超える部分
	湯屋用	1	135	190	190	195	240	240	240	280	280	280	280	280	280
	福祉用	1	95	190	190	195	240	240	240	280	280	280	280	280	280
臨時給水用	1	515	190	190	195	240	240	240	280	280	280	310	310	310	96

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)					
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金			
改定日	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡を超える部分
平成 19. 3.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡を超える部分
	工場用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 80㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡を超える部分
	湯屋用	1	135	190	190	195	240	240	240	280	280	280	280	280
	福祉用	1	95	190	190	195	240	240	240	280	280	280	280	280
臨時給水用	1	515	190	190	195	240	240	240	280	280	280	300	300	96

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用				
	基本水量	料金	超過料金		
改定日	㎡	円	9㎡を超え 25㎡までの部分	26㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
平成 16. 4.1	8	1,000	80	90	100

【上水道・簡易水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日		種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
平成 23.4.1	一般用	10㎡を超え 30㎡までの部分	10	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分	
					190	195	240	270	200	
		※上表からの読み替え (富士南西部簡易水道) ◎経過措置(平成25年3月31日まで)		10㎡を超え25㎡までの部分	25㎡を超え50㎡までの部分	50㎡を超える部分	80円	90円	100円	
		工場用	10㎡を超え 30㎡までの部分	10	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分
湯屋用**	福祉用	臨時給水用	10	円	190	195	240	270	96	
			1	135						
			1	95						
			1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600 ^{m³} /日		31円/ ^{m³} (未供給地区)	44円/ ^{m³} (供給地区)	
昭和59～62 昭和63～平成3		40,600 ^{m³} /日	—			459,389千円 652,036千円
平成4～7		42,890 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 62円/ ^{m³} 使用料金: 24円/ ^{m³}		1,172,081千円
平成8		39,130 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 72円/ ^{m³} 使用料金: 34円/ ^{m³}		1,313,766千円
平成9～10	協定水量制	34,950 ^{m³} /日	23,000 ^{m³} /日	基本料金: 80円/ ^{m³} 使用料金: 35円/ ^{m³}		1,314,365千円
平成11～13		31,350 ^{m³} /日	21,000 ^{m³} /日	基本料金: 80円/ ^{m³} 使用料金: 35円/ ^{m³}		1,183,695千円
平成14～16		30,610 ^{m³} /日	20,000 ^{m³} /日	基本料金: 82円/ ^{m³} 使用料金: 36円/ ^{m³}		1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	35,453 ^{m³} /日	20,000 ^{m³} /日	基本料金: 71円/ ^{m³} 使用料金: 33円/ ^{m³}		567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	41,505 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 6,052 ^{m³} /日	基本料金: 71円/ ^{m³} 使用料金: 33円/ ^{m³}	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	40,751 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,973 ^{m³} /日	基本料金: 65円/ ^{m³} 使用料金: 30円/ ^{m³}	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	40,147 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,960 ^{m³} /日	基本料金: 60円/ ^{m³} 使用料金: 29円/ ^{m³}	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円	
平成26年4月～ 平成28年3月	変更 協定水量制	39,535 ^{m³} /日	佐賀地区: 20,000 ^{m³} /日 諸富地区: 5,819 ^{m³} /日	基本料金: 55円/ ^{m³} 使用料金: 29円/ ^{m³}	平成26年度: 1,040,116千円 平成27年度: ----- 平成28年度: -----	

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

【水道フェア2014】

期 日：平成26年6月7日（土）

<チラシ>

場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）

内 容：きき水コーナー、上下水道相談コーナー、水道パネル展示、子ども工作教室、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、水道クイズラリー、水道おもしろ実験



(2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小学生	1, 5 5 9名	2 0 6名
	その他	2 6名	1 0 4名
一 般		9 2名	1, 0 9 0名
計		1, 6 7 7名	1, 4 0 0名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 市報等での広報

- 4月 1日号 ・引っ越し日が決まったら水道・下水道の手続きはお早めに
・市営浄化槽設置申請の受付締切日
- 4月15日号 ・公共下水道への接続をお願いします
- 6月 1日号 ・水道フェア2014を開催します
・佐賀市の浸水を軽減するための計画を策定しました 佐賀市排水対策基本計画 ～浸水に強いまちづくり・人づくり～
- 7月 1日号 ・ドライミストシャワーの運転を開始します

- 8月 1日号 ・下水道絵画・ポスター・標語作品の募集
・平成26年度下水道排水設備工事責任技術者試験
- 9月 1日号 ・9月10日は下水道の日
- 9月15日号 ・使った水をきれいに ～市営浄化槽事業にご協力ください～
- 10月 1日号 ・10月1日は「浄化槽の日」です ～快適な生活ときれいな水のために、合併処理浄化槽を設置してください～
- 1月 1日号 ・佐賀市上下水道ビジョン（案）（パブリックコメント手続制度）
- 3月 1日号 ・「100mm/h安心プラン」に登録されました
・佐賀市上下水道ビジョン（案）（パブリックコメント意見募集結果）

(5) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
9回	9会場	241名

(6) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

- ・2014年夏号 平成26年 9月 発行
- ・2015年春号 平成27年 3月 発行

〈2014年夏号（表紙）〉

〈2015年春号（表紙）〉



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

